

身分証発行申請内訳書

番号	名前	勤務先	勤務先所在地

身分証の発行にあたって、上記の者は以下の事項を遵守すること。

- 1 証明書は申請書に記載の委託に従事する場合には必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 2 証明書の記載事項は訂正してはならない。
- 3 証明書を他人に貸与または譲渡してはならない。
- 4 証明書を紛失したときはすみやかに発注課へ届け出なければならない。
- 5 証明書の有効期限は委託期間とし、有効期限を経過したときは、すみやかに発注課へ返還しなければならない。

注 別途、各番号に対照したファイル名で、身分証発行申請者の証明写真をデータ提出すること。その際の提出媒体は監督員の指示による。